

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 二五三
- 自衛官採用試験（自衛官候補生（男子））の試験期日及び試験会場を定める件 二五三
- 自衛官採用試験（自衛官候補生（女子））の試験期日及び試験会場を定める件 二五四
- 自衛官採用試験（一般曹候補生）の試験期日及び試験会場を定める件 二五五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二五五
- 道路の区域を変更する件 二五六
- 道路の供用を開始する件 二五六
- 車両制限令の規定による道路の指定及び通行方法の定めを変更する件 二五六
- 福島県公安委員会 二五六
- 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 二五七
- 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 二五八
- 福島県選挙管理委員会 二五八
- 不在者投票のできる施設として指定した件 二五九
- 令和四年六月十日付け定例第二百九十七号中 二五九

告 示


福島県告示第四百七十九号

公印を次のように改刻し、令和四年七月八日その使用を開始する。

令和四年七月一日

職印

福島県知事 内堀雅雄

| | | | | | |
|---------------|----|-------|---|---|-------------------|
| 10の5の2 | 番号 | 公印の名称 | 印 | 影 | 公印管理者 |
| 福島県知事印（消防免状用） | | |  | | 危機管理部危機管理総室消防保安課長 |

（文書法務課）

福島県告示第四百八十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和四年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（男子）の採用試験について、次のとおり定める。
令和四年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

令和四年七月一日（金）から同年九月五日（月）まで

二 試験種目及び試験期日

| 試 験 種 目 | 試 験 期 日 |
|---|-------------------------------------|
| 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）、適性検査 | 令和四年九月一五日（木）から同月一八日（日）までの間の指定する一日 |
| 口述試験、身体検査、経歴評定（受験者の有する資格・免許等により能力を総合的に評価するもの） | 令和四年九月二二日（木）から同年一〇月一日（土）までの間の指定する一日 |

三 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

| 名 称 | 位 置 |
|-----|-----|
| | |

| | |
|---------------|---------------------------|
| 会津北嶺高等学校 | 会津若松市相生町三番地二号 |
| 東日本国際大学 | いわき市平鎌田寿金沢三七番地 |
| 郡山女子大学 | 郡山市開成三丁目二五番地二号 |
| 杉妻会館 | 福島市杉妻町三番地四五号 |
| 福島県立テクノアカデミー浜 | 南相馬市原町区萱浜字巢掛場四五番地一 一二号 |
| 福島県白河合同庁舎 | 白河市昭和町二六九番地 |

2 口述試験及び身体検査

| 名 称 | 位 置 |
|------------|-----------------|
| 陸上自衛隊福島駐屯地 | 福島市荒井字原宿一番地 |
| 陸上自衛隊郡山駐屯地 | 郡山市大槻町字長右エ門林一番地 |

四 採用時期

令和五年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者)の、日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない者とする。

六 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)
電話〇二四一五四六一一九一

(災害対策課)

福島県告示第四百八十一号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、令和四年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の採用試験について、次のとおり定める。

令和四年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 受付期間
令和四年七月一日(金) から同年九月五日(月) まで
- 二 試験種目及び試験期日

| 試 験 種 目 | 試 験 期 日 |
|---|---------------------------------------|
| 筆記試験(国語、数学、地理歴史、公民及び作文)、適性検査 | 令和四年九月一五日(木) から同月一八日(日) までの間の指定する一日 |
| 口述試験、身体検査、経歴評定(受験者の有する資格・免許等により能力を総合的に評価するもの) | 令和四年九月二二日(木) から同年一〇月一日(土) までの間の指定する一日 |

三 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|---------------------------|
| 会津北嶺高等学校 | 会津若松市相生町三番地二号 |
| 東日本国際大学 | いわき市平鎌田寿金沢三七番地 |
| 郡山女子大学 | 郡山市開成三丁目二五番地二号 |
| 杉妻会館 | 福島市杉妻町三番地四五号 |
| 福島県立テクノアカデミー浜 | 南相馬市原町区萱浜字巢掛場四五番地一 一二号 |
| 福島県白河合同庁舎 | 白河市昭和町二六九番地 |

2 口述試験及び身体検査

| 名 称 | 位 置 |
|------------|-----------------|
| 陸上自衛隊福島駐屯地 | 福島市荒井字原宿一番地 |
| 陸上自衛隊郡山駐屯地 | 郡山市大槻町字長右エ門林一番地 |

四 採用時期
令和五年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格
採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者は、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者)の、日本国籍を有する女子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない者とする。

六 問合せ先
自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)
電話〇二四一五四六一一九一九

(災害対策課)

福島県告示第四百八十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百七十七条第一項及び第一百八十八条の規定により、令和四年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官(男子及び女子)の採用試験について、次のとおり定める。

令和四年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

令和四年七月一日(金)から同年九月五日(月)まで

二 採用の区分

一般曹候補生

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

| 試験種目 | 試験期日 |
|----------------------------|-----------------------------------|
| 筆記試験(国語、数学、英語及び作文) 適性検査 | 令和四年九月一五日(木)から同月一八日(日)までの間の指定する一日 |

2 第二次試験(第一次試験の合格者のみ行う。)

| 試験種目 | 試験期日 |
|--------------|------------------------------------|
| 口述試験 身体検査 | 令和四年一〇月一〇日(月)から同月二〇日(木)までの間の指定する一日 |

四 試験予定会場

1 第一次試験

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|---------------------------|
| 会津北嶺高等学校 | 会津若松市相生町三番地二号 |
| 東日本国際大学 | いわき市平鎌田寿金沢三七番地 |
| 郡山女子大学 | 郡山市開成三丁目二五番地二号 |
| 杉妻会館 | 福島市杉妻町三番地四五号 |
| 福島県立テクノアカデミー浜 | 南相馬市原町区菅浜字巢掛場四五番地一 一二号 |
| 福島県白河合同庁舎 | 白河市昭和町二六九番地 |

2 第二次試験

| 名 称 | 位 置 |
|------------|-----------------|
| 陸上自衛隊福島駐屯地 | 福島市荒井字原宿一番地 |
| 陸上自衛隊郡山駐屯地 | 郡山市大槻町字長右エ門林一番地 |

五 採用時期

令和五年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

採用予定月の一日現在、十八歳以上三十三歳未満(三十二歳の者は採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者)の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問合せ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)
電話〇二四一五四六一一九一九

(災害対策課)

福島県告示第四百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年七月一日から同年十一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田一九五番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
令和四年五月二十七日
- 五 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所を令和四年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

| 路線名 | 区 間 | 変更前 の変更後 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--------------|--|-------------------------|-----------------|---------------|
| 一般国道 三五二号 | 南会津郡南会津町熨斗 戸字保草沢二一八九番 五地先から 同 郡同 町熨斗 戸五四六番地先まで 南会津郡南会津町熨斗 | A 一〇・二 六五・八 B 八・一 | 四二〇・〇 | 二二二・六 |

| | | | |
|--|-----|----------------|-------|
| 戸字新田原一番地先から 同 郡同 町熨斗 戸字新坂五七六番一 地先まで | 変更後 | A 一〇・二 六〇・八 | 四二〇・〇 |
| 南会津郡南会津町熨斗 戸字保草沢二一八九番 五地先から 同 郡同 町熨斗 戸五四六番地先まで | | | |

(道路計画課)

福島県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所を令和四年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|----------|--|---------------|
| 一般国道三五二号 | 南会津郡南会津町熨斗戸字保草沢 二一八九番五地先から 同 郡同 町熨斗戸五四六番 地先まで | 令和四年七月一日 |

(道路計画課)

福島県告示第四百八十六号

車両制限令の規定により国際コンテナ車の通行に係る道路を指定し、及び通行方法を定める件(令和元年福島県告示第四百八十五号)の一部を次のように改正する。

令和四年七月一日

福島県知事 内堀雅雄

一の表県道矢吹小野線の項中「石川郡玉川村大字吉字境田八八番五六地先」を「田村郡小野町大字小野新町字馬番八八番九地先」に改める。

(道路計画課)

福島県公安委員会告示第37号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和4年7月1日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 | 施設の名称 | 施設の所在地 |
|--------------|--------------------------|--------|----------|--------------------------|
| 有限会社福島自動車学校 | 福島県福島市町庭坂字原中2番51 | 石原 裕人 | 福島自動車学校 | 福島県福島市町庭坂字原中2番51 |
| 有限会社杉妻自動車練習所 | 福島県福島市清水町字東壇9番地 | 高橋 覚男 | 杉妻自動車学校 | 福島県福島市清水町字東壇9番地 |
| 株式会社郡山自動車学校 | 福島県郡山市田村町金屋字マセロ53番地 | 小川 則雄 | 郡山自動車学校 | 福島県郡山市田村町金屋字マセロ53番地 |
| 有限会社双葉自動車学校 | 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫198番地3 | 長沼 克往 | ふたば自動車学校 | 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫198番地3 |

- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称

- (1) 福島自動車学校

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢

- 者講習同等課程)
- (2) 杉妻自動車学校
規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
 - (3) 郡山自動車学校
規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
 - (4) ふたば自動車学校
ア 規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）
イ 規則第1条第6号に掲げる課程 運転免許取得者等教育（更新時講習同等）
- 3 認定年月日
令和4年6月9日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第38号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和4年7月1日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 | 施設の名称 | 施設の所在地 |
|--------------|--------------------------|--------|----------|--------------------------|
| 有限会社福島自動車学校 | 福島県福島市町庭坂字原中2番51 | 石原 裕人 | 福島自動車学校 | 福島県福島市町庭坂字原中2番51 |
| 有限会社杉妻自動車練習所 | 福島県福島市清水町字東壇9番地 | 高橋 覚男 | 杉妻自動車学校 | 福島県福島市清水町字東壇9番地 |
| 株式会社郡山自動車学校 | 福島県郡山市田村町金屋字マセロ53番地 | 小川 則雄 | 郡山自動車学校 | 福島県郡山市田村町金屋字マセロ53番地 |
| 有限会社双葉自動車学校 | 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫198番地3 | 長沼 克往 | ふたば自動車学校 | 福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫198番地3 |

- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
- (1) 福島自動車学校
 - ア 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等課程）
 - イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等課程）
 - (2) 杉妻自動車学校
 - ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 - イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
 - (3) 郡山自動車学校
 - ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 - イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
 - (4) ふたば自動車学校
 - ア 規則第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
 - イ 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）
- 3 認定年月日
令和4年6月9日

（運転免許課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第一百零四条、第一百零七条又は第一百零八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和四年六月十六日次のとおり指定した。

令和四年七月一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

| | |
|----------------------|-------------------|
| 施設の名 称 | 施設の所 在 地 |
| 特別養護老人ホーム 桜の園 | 双葉郡富岡町大字本岡字王塚三二六 |
| 特別養護老人ホームほほえみの里 | 田村郡三春町大字熊耳字神山二八七番 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム 第二笑風苑 | 郡山市喜久田町字菖蒲池六一一 |

正 誤

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 正 | 誤 |
|-----|---|---|---|---|

○令和四年六月十日付決定例第二百九十七号中

| | | | | |
|-----|---|------------|------|---------|
| 二六四 | 上 | 後ろか ら十五 | 管理規程 | 管理規程の変更 |
|-----|---|------------|------|---------|